

第40回労働政策審議会人材開発分科会監理団体審査部会

日時 令和3年8月26日(木)
10:00～
場所 厚生労働省人材開発統括官会議室
(南側)(15階)

○馬場補佐 お待たせしました。定刻を若干過ぎてしまいました。皆様おそろいになりましたので、これより第 40 回労働政策審議会人材開発監理団体部会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変御多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。またこの度は急な審査部会延期となり大変御迷惑をお掛けしました。申し訳ありませんでした。

本日は、大谷委員、奈良委員が御欠席です。労働政策審議会令第 9 条では、委員全体の 3 分の 2 以上の出席又は公労使各側委員の 3 分の 1 以上の出席が必要とされていますが、本日、定足数は満たされていることを御報告申し上げます。なお、本部会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、労働政策審議会運営規程第 3 条第 1 項に基づき、オンライン会議での開催とします。

また、本部会は、1 つ目として、介護職種の監理団体の許可基準の改正について、2 つ目として、監理事業の許可についての 2 つの議題を予定しています。1 つ目の「介護職種の監理団体の許可基準の改正について」は、公開で議事を行います。2 つ目の技能実習における監理事業の許可の諮問に係る審議については、資産の状況等の個別の事業主に関する事項を取り扱うことから、これについては「公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼす恐れがある」場合に該当するため、非公開とさせていただきます。

また、7 月の人事異動で事務局に、海外人材育成担当参事官の青山、技能実習業務指導室長の渡部が着任しています。本日の部会より出席していますので、どうぞよろしく願いいたします。

○青山参事官 よろしく願いいたします。

○馬場補佐 それでは、武石部会長、よろしく願いいたします。

○武石部会長 おはようございます。これまでと同様、皆様の御協力を得ながら議事を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日、最初の議題は「介護職種の監理団体の許可基準の改正について」です。事務局から、当該改正について御報告をお願いいたします。

○馬場補佐 はい、厚生労働省海外人材育成担当参事官室の馬場です。今回の介護職種の監理団体の許可基準の改正について、私から冒頭説明させていただき、私の説明の後に担当部局から詳しい内容を説明させていただきます。

まず資料の 1 枚目を御覧ください。概要に記載があるとおおり、令和 2 年 6 月に社会福祉法が改正され、今後新たに「社会福祉連携推進法人」の設立が認可される予定です。具体的には資料の右上に記載がありますが、令和 4 年 6 月 11 日までに今般の改正社会福祉法が改正されることとなっています。社会福祉連携法人に関する御説明は先ほど申し上げたとおり、追って担当部局から御説明させていただきたいと思っておりますが、令和 4 年の社会福祉法改正後に当該法人の設立が許可される予定ですので、その後、当該法人から監理団体としての許可申請がきましたら、本部会において御審議いただく運びとなると考えていま

す。

監理団体に関する法令の整備については資料に記載のとおりですが、監理団体の許可基準の1つである本法の営利を目的としない法人に今般の社会福祉連携推進法人が該当するものとして、資料の右側の8番の所に「追加」としてありますが、新たに追加することになっています。担当部局において、介護職種の監理団体の許可基準を定めた告示を改正する予定となっています。

続きまして、資料2枚目以降については、社会福祉連携推進法人制度について、担当部局から御説明をさせていただきます。

○添島補佐 社会・援護局の添島と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、私から資料の2ページ、3ページについて御説明させていただきます。社会福祉連携推進法人については、先ほどもありましたとおり、令和2年の改正社会福祉法に基づき、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組ということによって新たな法人制度として創設されています。来年6月11日までに施行するという事になっており、監理団体の許可については、また個別に御審議いただくということになります。

法人の概要ですが、細かくて恐縮なのですが、イメージ図を貼り付けていますが、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、地域の良質かつ適切な福祉サービスを提供させていただくということ、また経営基盤の強化に資するということを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設しています。少子高齢化の進行等により、地域の福祉ニーズは非常に複雑化、多様化しているという中で、社会福祉連携推進法人の業務を通じて、社会福祉法人をはじめ、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、地域の特性に応じた創意工夫ある新たなサービスの創出や、人材の確保が非常に難しい分野ですので、福祉人材の確保とともに働きやすい環境の整備等々を、規模の大きさを活かしながら取り組んでいただきたいと思います。

次のスライドです。社会福祉連携推進法人については、左側にあるとおり非営利性が認められる法人ということになります。①認定取り消しや清算の際の残余財産が、国、地方公共団体、連携推進法人又は社会福祉法人に限って贈与又は帰属され、社員や役員等に配分されないということを法律に規定しています。また、社員や役員等への特別な利益供与を法律で禁止しています。

右側です。連携推進法人における監理事業の位置付けについてです。連携推進法人は、社会福祉法の規定において、「社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援」というものが業務となっています。この法人の経營業務の一環として技能実習制度を実施するということで、この技能実習を適切に実施するために連携法人が監理団体となって監理するということを経營業務の1つとして位置付けまして、取組を行うということで考えています。簡単ですが、説明は以上です。

○武石部会長 ありがとうございます。では、ただいま御説明を頂きましたが、その内

容について御意見、あるいは御質問がありましたらお願いいたします。手を挙げるボタンを押していただくと有り難いです。いかがでしょうか。佐久間委員、お願いいたします。

○佐久間委員 全国中央会の佐久間と申します。よろしくお願いいたします。ただ今、添島補佐から御説明を賜りました今回の社会福祉連携推進法人の関係ですが、この後、監理団体として、施行規則に明記していくことが審議されると思います。この社会福祉連携推進法人の資料を拝見させていただくと、3 ページのところ「一般社団法人を認定」という言葉が使われているのですが、社会福祉連携推進法人は1つの法人として、特段、社団や財団等そういうものが付かない、私ども全国中小企業団体中央会も、特別民間法人として社団や株式会社などが付かないのですが、それと同じように、これは民間法人等という形になるのか、組織の種類について、お伺いさせていただきたいと思います。

それから、資料には、社会福祉連携推進法人が実施する各種事業として、①～⑥まで掲げられていますが、既に社会福祉法人、そして地域別に社会福祉協会、全国社会福祉協議会のような全国組織もあります。その中でまた1つ、今回こういう組織がどうしても必要だということで作られ、当法人の趣旨は、今、御説明を伺ったのですが、その辺の組織の種類がよく分からないものですから、教えていただきたいと思います。

社会福祉連携推進法人は、各種事業を実施されるようですが、例えば貸付業務、これは金融庁さんなど、すでに事業実施の了解もあるのですが、物資等供給という経済的な事業も、非営利組織だと言いながらも収益事業なども実施されるのではないかと。そういう点も加味されるのではないかと気がするのです。その辺について教えてください。

○武石部会長 ありがとうございます。では、御質問ですので事務局からお願いいたします。

○添島補佐 御質問ありがとうございます。1点目のいわゆる一般社団法人社会福祉連携推進法人のようになるのかということなのですが、それは委員も御推察のとおり、そういった一般社団法人を冠するような法人の位置付けではなくて、単体で社会福祉連携推進法人ということになります。一般社団法人を所管省庁が認定するというプロセスというか、手続的な位置付けというか、そういった意味と受け取っていただければと思います。

2点目ですが、委員が御指摘のような社会福祉協議会や全国社会福祉協議会などがあります。社会福祉協議会は、基本的には区域が決まって業務を行うということが各社協の活動になるのですが、連携推進法人については、そういった区域を限定することなく、全国で同じような目的意識を持った法人さんたち等と一緒に業務をできるというところが、1つの大きな違いというところになります。以上です。

○武石部会長 ありがとうございます。佐久間委員、いかがでしょうか、よろしいですか。

○佐久間委員 ありがとうございます。この組織は全国で一本というのではなくて、各地に社員ができれば設立できるような気がするのですが、その場合、今御説明賜りました関係では、幾つか地域において社会福祉連携推進法人が設立される可能性がある。そういうことでは、多分調整されて地域がダブるということはないのかもしれませんが、それだ

けニーズがあるということで、この組織が設けられたのでしょうか。社会福祉法人は結構、数は多いと思いますが、次の議論になってしまうかもしれないのですが、例えば、この監理団体として許可申請が可能な組織を見ると、現在、監理団体の種類になる組織体としては、商工会議所や中小企業団体、公益社団、公益財団があるのですが、こちらの組織でも十分なような気がします。協同組合組織でも、社会福祉連携推進法人が行おうとしている1~6の事業はできるのです。また、社会福祉法人が加入したり、作られている事業協同組合もあるのです。各省庁でも必要に応じ、組織体を作っていきたいという意向があると思いますが、その辺の違いなどが分からないものですから、御教示を賜ろうと思った次第です。

○添島補佐 ありがとうございます。社会福祉連携推進法人については、やはり地域のいろいろな福祉ニーズの実情が違うところもありますので、そういった社会福祉に特化した分野で、こういう法人制度が必要であるということが、議論された中でできてきた制度ということになります。社会福祉法人については、小規模の法人も非常に多くありまして、これから地域でいろいろと福祉の仕事をしていただくに当たっては、こういった連携制度の仕組みが必要であるというところで、今回できてきている制度になります。以上です。

○武石部会長 佐久間委員、いかがでしょうか。

○佐久間委員 すみません、長くなって申し訳ありません。ありがとうございます。組織の種類や活動という意味合いは了解しました。その中で、社会福祉法人というのは、これは私の記憶違いかもしれませんが、7月27日現在で監理団体になっているのは2つなのです。NPO法人も社会福祉連携推進法人の社員になるようですが、NPO法人も監理団体として許可を受けているのは4つなのです。監理団体として必要性があるかどうかです。この部会でも公益財団、社団法人関係、また一般公益法人や社団法人になると、一つ一つこの部会で審議し、当該団体は適正かどうかということをお皆で判断してきているのです。添島さんのYou Tubeに掲載されている社会福祉連携推進法人の30分程度の番組を拝見させていただいたのですが、そんなに社会福祉連携推進法人の監理団体の許可申請の数が出てくるものではなく、一つ一つ案件が出てくる度に、当部会に諮問し、許可を取得すれば良いと思うのです。その辺は次の質問になってしまって申し訳ないのですが、疑問に感じたところです。以上です。

○武石部会長 ありがとうございます。今の点に関して、どうでしょうか。

○添島補佐 もしかしたら、人開のほうから答えていただいたほうがいいかもしれませんが、1つは委員もおっしゃっているように、個別の団体ができたときには、また個別に適正に審査していただきたいと思いますが、その前段階として、こちらの許可基準に選択肢として追加していただかないことには、個別の審査というものが今後していただけないので、まずはスタートラインに立たせていただいて、追加させていただいて、また個別に御審議をお願いしたいと考えています。よろしく願いいたします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

○武石部会長 人開のほうから、多分、全体として対象に広げておいて、出てきたところで個別に審査をするという今の御説明だと思いますが、それでよろしいですか。

○渡部室長 はい、今の社会・援護局から説明のあったとおりで、こちらも考えています。

○武石部会長 佐久間委員、よろしいでしょうか。

○佐久間委員 ありがとうございます。長くてすみませんでした。

○武石部会長 とんでもないです。貴重な御意見をありがとうございます。では、早川委員と阿部委員から手が挙がっているので、早川委員、お願いいたします。

○早川委員 聞こえますか。ありがとうございます。私からは、先ほど佐久間委員から一言出ていたと思いますが、3 ページ目の図の所をちょっと見ていただきたいと思います。この社会福祉連携推進法人の下にある実際の実習実施者になる機関について見てみると、社会福祉法人がメインで、ピンク色で書いてありますが、NPO 法人などもここに含まれるということです。NPO 法人が実習実施者になる例ということは、実は私は余り知らなくて、今回こういう受入れ機関、つまり監理団体の下の実習実施者のレベルで NPO 法人ということがあり得るのかという質問をさせていただいたところ、実は少数ですがありますとの回答でした。しかも、こういった福祉ではない機関についてもあると。それが適切なのか、私には疑問に思われるものが例に挙げられていたわけですが、やはりここは整理しなくてはいけない。NPO 法人を、はじめから排除するわけではありませんが、NPO 法人の活動がボランティアなどに関わる際に技能実習生については、指揮命令下の中で技能実習を行うという性質上、無償で働くということは想定されていないということが確実に守られる必要があると思います。ということで、技能実習生をボランティアで活用しないように、その辺りの指導を講習で徹底していただく必要があるかと思います。ですから、この NPO 法人が入ることについての一応の懸念を意見として申し上げます。

それと同時に、こういった社会福祉連携推進法人が設立の際の許認可に当たる機関というのは、国と地方公共団体なのでしょう。このところも、すみませんが教えてください。よろしくお願いいたします。

○武石部会長 ありがとうございます。後半は御質問なのですが、すみません、阿部委員と富高委員の御意見もお聞きしてから、まとめて事務局にお答えいただきたいと思います。では阿部委員、お願いいたします。

○阿部委員 ありがとうございます。1 点、質問なのですが、本日以降のスケジュールと、具体的な手続きについて詳細を教えてください。以上です。

○武石部会長 ありがとうございます。では富高委員、お願いいたします。

○富高委員 私からは質問ではなく、意見です。先ほどご御説明頂いた中でも、そもそも福祉法人の小規模な事業所が多いことから、今回連携の仕組みができたということだと思います。この社会福祉連携推進法人が幾つもの介護事業を行うような社会福祉法人で構成されていればいいのですが、そうではなくて保育や障害など様々なものを複数にまたがる場合、結果的にはその中では介護事業を行う法人数が少ないという場合も結構出てくるの

ではないかと考えますと、今までこの監理団体審査部会の中でもお話が出てきたように、規模的にきちんと運営ができるのかどうかという懸念が残ると思いますので、その点については慎重に見ていくということが重要ではないかと考えているところです。以上です。

○武石部会長 ありがとうございます。それでは早川委員と阿部委員から御質問が出ています。御意見等に関して、もしリプライもあれば、事務局からお願いしたいと思います。

○渡部室長 すみません、実習室の渡部です。NPO の関係で早川委員から御質問の前に御指摘があったところですが、NPO 法人の実習実施者となっている例というのは確かにあります。NPO 法人だから技能実習の実施ができないということではなく、また他の法人が実施する場合と、特別に違いを設けているということはないです。ですので、おっしゃるとおり、ボランティア的などということではなくて、しっかり雇用の下で働いてもらうということが必要になります。

そのために技能実習ですが、それぞれ実習計画の認定を行っています。その個々の認定を行う際に、実習計画と合わせて雇用条件書をしっかり提示させて、適切に報酬を払った下で実習していくということを確認した上で、計画を認定しているところです。また、実習開始後も機構から実地検査等を行って、確実にそうしたことが履行されていることを確認して行っているということです。

○添島補佐 はい、社会局です。早川先生からいただいた許認可の話ですが、許認可の権限は、基本的には都道府県知事、市長になり、区域が広い場合には厚生労働大臣ということになります。

告示のスケジュールについての御質問がありましたが、今、省内の審査等をしているところです。その後、いろいろパブコメや協議等をさせていただいて、施行は来年の6月11日までということになるのですが、一定の周知期間を確保したいと思っていますので、周知期間を置いた上での公布ということになります。以上です。

○武石部会長 ありがとうございます。早川委員、よろしいでしょうか。

○早川委員 ありがとうございます。先ほど実習実施者としてのNPO法人を必ずしも排除していないということは、御説明のとおりということで理解しましたが、質問の際に、具体例として何がありますかと聞いたところ、例えば縫製業などでNPO法人が例として挙げられていたので、本日は個別のことを話す場所ではありませんから、個別の指摘はできませんが、適切なかわからないものが混じっていましたので、今後の運営に当たってはNPO法人が実習実施者になるのが大丈夫なのかどうかは確認していただくと同時に、NPO法人であっても技能実習の実施者である以上は財政基盤がしっかりした機関であるということを確認の上、受入れを認めていただけるようお願いしたいと思います。すみません、意見に意見を重ねてしまいましたが、お願いします。

○武石部会長 ありがとうございます。今後の課題につながる御意見で、ありがとうございます。阿部委員、先ほどの御質問に関してよろしいでしょうか

○阿部委員 はい、大丈夫です。

○武石部会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問のある方はいらっしゃいますか。特にありませんか。ほかに御意見等がなければ、この議題についてはここまでとしたいと思います。ありがとうございました。

一旦、事務局にお渡しします。

○馬場補佐 はい、事務局の馬場です。皆様、ありがとうございました。本日、公開で行いました議題、介護職種の監理団体の許可基準の改正については、後日、厚生労働省のホームページに議事録及び資料を掲載します。

また、冒頭で申し上げましたとおり、2 つ目の議題、監理事業の許可については非公開で行いますので、傍聴者の皆様は御退席をお願いいたします。委員の皆様におかれましては、事前にお送りしました、もう1つのミーティングリンクに、再度の入室をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。